

ひまわりの家利用契約書

_____様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）は、事業者が運営するひまわりの家（以下「事業所」という。）において利用者に対し提供する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく、指定生活介護及び指定就労継続支援B型事業（以下「サービス」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、法の理念に則り利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して、必要なサービスを適切に行うことを目的とする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、契約期間満了の7日前までに利用者から更新しない旨の意思表示がない場合は、契約は同じ内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

2 契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日まで本契約が更新されたものとみなす。

（個別支援計画）

第3条 事業者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて、利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし、適切な支援内容の把握に基づき到達目標を設定し、担当者会議を経て個別支援計画を作成する。

2 事業者は、個別支援計画の内容について利用者とその家族に説明し、文書により同意を求める。

3 事業者は、個別支援計画作成後6ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。変更については、利用者とその家族に説明をし、文書により同意を求める。

（サービス内容）

第4条 事業者は、個別支援計画に基づき、「重要事項説明書」に記載されているサービスを提供する。

2 サービス提供は、事業所の職員があたる。

3 サービスの提供にあたっては利用者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

- 4 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供する。
- 5 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により5日以上連続して利用が無かった場合は、居宅を訪問し適切な相談、助言及び援助等を行う。

(利用料金)

- 第5条** 利用者は、「重要事項説明書」に記載するサービスの料金（厚生労働大臣の定める額。ただし軽減等の適用あり。）に係る所定の利用者負担額を支払う。ただし、介護給付費及び訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）については、事業者が市町村から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はない。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得る。

(利用料の支払い方法)

- 第6条** 利用者は、前条に定める利用料金を月ごとに支払う。
- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額の請求書を、翌月15日までに送付する。
 - 3 利用者は、前項により請求のあった利用料金を、請求月の末日までに事業者に対し支払う。
 - 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者へ領収書を発行する。ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなすが、希望により領収書を発行する。

(生産活動と工賃の支払)

- 第7条** 事業者は、個別支援計画において生産活動の内容を定め、利用者に対して生産活動の機会を提供する。
- 2 生産活動の提供については、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性、その他の事情を踏まえて行う。
 - 3 作業時間及び作業量は、利用者に過重な負担とならないように配慮する。
 - 4 事業者は、生産活動の機会の提供にあたっては、防塵設備または消火設備等の設置など、生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じる。
 - 5 事業者は、サービスの種類ごとに、生産活動に係る事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を、別に定める「ひまわりの家指定生活介護及び指定就労継続支援B型事業工賃規程」により、生産活動に従事している利用者に対し工賃を支払う。

(他のサービス提供者との連携)

- 第8条** 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村のほか、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(説明義務)

第9条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行う。

(サービス利用のキャンセル)

第10条 利用者は、サービス利用のキャンセルについて、サービス利用予定日の午前9時までに申出のない場合、利用者は重要事項説明書に定めるキャンセル料として、介護給付費等の実費相当額を事業者を支払う。

(相談及び援助)

第11条 事業者は利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行う。

(健康管理)

第12条 事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、医療機関との連絡調整を通じて健康保持のための適切な支援を行う。

(安全配慮義務)

第13条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全の確保に配慮するとともに、非常災害対策並びに衛生管理等に必要な措置を講じる。

(緊急時の援助)

第14条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関（生活介護利用者については、嘱託医を含む。）または利用者の指定する医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じる。

2 前項のほか、事業者は、利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者及びその家族が指定する者に連絡を行う。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業者は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

(虐待防止のための措置)

第16条 事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を配置しサービス提供職員に対し虐待防止啓発のための研修を定期的実施する。

(秘密の保持)

- 第17条** 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 2 事業者は職員が退職後においても、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 3 事業者は、他の指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及び身元保証人の同意を得る。ただし、利用者が身元保証人を立てることができない場合は、利用者とする。

(苦情解決)

- 第18条** 利用者及びその家族は、事業者が提供したサービスに関して苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口または、岐阜県福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し立てることができる。
- 2 事業者は、苦情が申し立てられたときは速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者または家族に文書で報告する。
 - 3 事業者は、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合、これを理由として利用者に対し一切の差別待遇をしない。

(契約の終了)

- 第19条** 利用者は、30日以上の予告期間において文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合は、利用者はただちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 事業者もしくはサービス提供職員が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
 - (2) 事業者が第17条に違反した場合
 - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
 - (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
 - 3 事業者は、止むを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができる。
 - 4 前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号に該当する場合には、事業者はただちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、故意に支払わない場合
 - (2) 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
 - (3) 利用者が、故意または重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

- (4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合
- (5) 天災、災害その他止むを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
- (6) 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合、若しくは現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合
- (7) 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

- 第20条** 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合は、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び処置について記録する。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償する。

(身元保証人)

- 第21条** 事業者は、利用者に対し、身元保証人を求める。ただし、利用者に身元保証人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではない。
- 2 身元保証人は、次の各号の責任を負う。
- (1) 利用者の責により事業者に損害を与えた場合、利用者と連携し当該損害を賠償すること。
 - (2) 契約解除または契約終了の場合、利用者の状態に合った適切な受入れ先確保に努めること。

(協議事項)

- 第22条** この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は法並びに関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議する。

